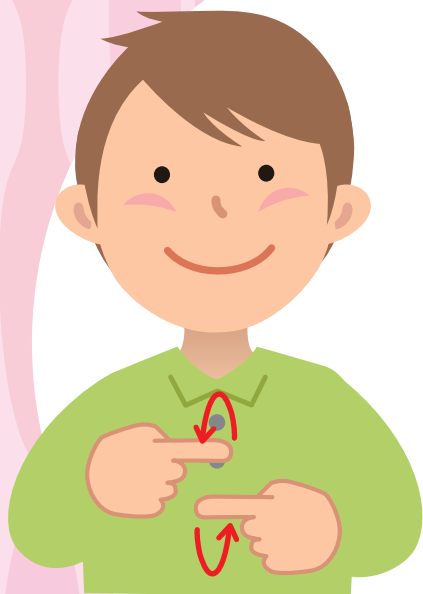


知っていますか？ 「佐世保市手話言語条例」

(平成30年4月1日施行)



「手話」は「言語」です！

日本語や英語や韓国語など数多くの言語の中に「手話」も含まれることをあなたは知っていますか？手話は音声の代わりに手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現することば(言語)です。

佐世保市では、手話が言語であることを市民のみなさんに知ってもらい、手話の理解を深め、手話の普及を図り、あらゆる場面で手話による円滑な意思疎通ができる地域社会の構築を目指して、「佐世保市手話言語条例」を制定しました。

手話言語条例が生まれた理由

ろう者等(※)は、物事を考え、他者と意思疎通を図るために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として、手話を大切に育んできました。

しかし、これまで手話が言語として認められていなかったことや、手話を使用することができる環境が整えられていなかったことなどから、ろう者等は、多くの不便を強いられ不安を感じながら生活してきました。

「障害者の権利に関する条約」「障害者基本法」において、手話が言語として位置付けられましたが、市民が手話と接する機会は少なく、手話や聴覚障がいに対する理解が十分に深まっているとは言えません。手話を使うろう者等は、あらゆる場面で自由に手話を使い、豊かな文化を享受できる地域社会にしたいという思いがあります。



手話が言語であることの認識に基づき、手話に対する理解を広げ、相互に地域で支え合い、安心して暮らすことができるまちづくりを目指して「佐世保市手話言語条例」を制定しました。

条例の基本理念

- 手話は、ろう者等が文化的かつ心豊かな社会生活を営むために大切に育んできた言語であることを理解しなければなりません。
- ろう者等は、手話による円滑な意思疎通を図る権利を有し、その権利は尊重されなければなりません。
- 手話の普及は、市、市民、事業者及び関係機関が相互に連携して推進されなければなりません。
(佐世保市手話言語条例の全文は、佐世保市ホームページに掲載しています。)

※ろう者等とは、佐世保市手話言語条例において障がいのある人のうち、手話を必要とする人のことをいいます。

私たちの役割

市

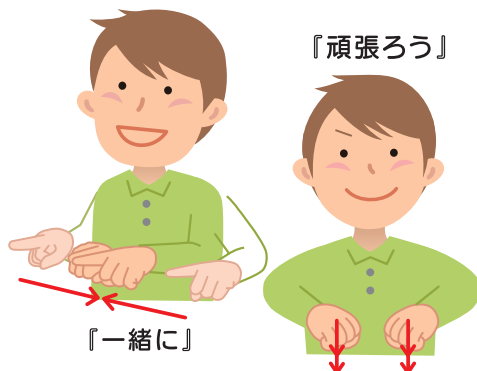
手話への理解と普及を図る施策並びにあらゆる場面で手話による円滑な意思疎通ができる地域社会を構築するための施策を講じ、その推進に努めます。

市民

地域社会でろう者等とともに暮らす一員として、手話に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するように努めます。

事業者

ろう者等が利用しやすいサービスを提供し、働きやすい環境を整備するように努めます。



佐世保市の取り組み

手話によるコミュニケーション支援を行っています

- 手話通訳者の設置・派遣・養成
- 各種行事・講演会等へ手話通訳派遣
- 広報テレビ番組(させぼ市政だより)への手話通訳・字幕導入

市民への啓発活動を行っています

- 障がい福祉だよりの発行
- 出前講座
- 手話言語条例リーフレット・パンフレットの発行

聴覚障がい者への生活支援を行っています

- ろうあ相談員の設置
- 聴覚障がい者用SOSカードの配布
- 聴覚障がい者生活支援事業の実施

聴覚に障がいを持つ人が
より豊かな生活が送れるよう、
市として取り組んでいます。

手話を学んでみませんか？

手話通訳者養成講座

手話の技術を学ぶための講座を開催しています。手話の基礎を学び手話で会話ができるレベルを経て通訳者になるための講座です。



出前講座

市の職員が市民の皆さんのところに出向き、あいさつなどの身近な手話や聴覚障がいについて学ぶ講座を実施しています。受講料は無料です。

申込み方法等詳しい内容については、市ホームページをご覧ください。

手話サークル

聞こえない人のことを理解し、ともに活動し、手話を深く学ぶ団体が市内にあります。

**手話を知り、手話でコミュニケーションをとることで、
誰もが安心して暮らせる地域共生社会を
目指しましょう。**

発行：令和2年(2020年)12月

佐世保市保健福祉部障がい福祉課

〒857-0042 佐世保市高砂町5番1号

TEL:0956-24-1111(代表) FAX:0956-25-2281

ホームページ：<http://www.city.sasebo.lg.jp/> メール：syuwa@city.sasebo.lg.jp

協力：一般社団法人長崎県ろうあ協会佐世保支部

〒857-0054 佐世保市栄町4-11 サンクル1番館2階 FAX:0956-22-9310

メール：roua-sasebo.2005.01@dance.ocn.ne.jp